

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]

氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 豊田市社会福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成 30 年 11 月 12 日付けで提起した処分庁による平成 30 年 10 月 29 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下、「法」という。）第 26 条に基づく保護廃止決定処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事案の概要

- 請求人は平成 24 年 12 月から [REDACTED] において生活保護を受給している。
- 平成 30 年 8 月 27 日、処分庁職員が請求人宅を訪問した。請求人は、自ら立ち上げた法人にホームページの改修と保守業務の依頼があり、契約が成立すれば働くことができる旨を報告した。
- 同年 9 月 26 日、請求人は処分庁を訪れ、ホームページ作成の契約書と法人名義の通帳を提出した。処分庁は同年 9 月 20 日付けで 40 万円の入金があることを確認した。請求人は処分庁職員に対し、法人の収入と個人の収入を混同しないよう申し立てた。処分庁職員は検討する旨回答した。
- 同月 28 日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人の申立である法人の収入についての取扱いを検討した。その結果、法人登録について確認すること及び法人税や契約費用についての収支を報告させることとした。また、法人から個人への支払いについては必ず挙証が必要であることを確認し、それらの資料について請求人に提出を求めた上、改めて検討することを決定した。
- 同年 10 月 4 日、請求人は処分庁を訪れ、法人の登記簿、株主総会議事録、経費一覧、事業再開報告書を提出した。処分庁職員はこれらの資料を参考に再度検討する旨回答した。
- 同月 12 日、処分庁は再度ケース診断会議を開催し、法人収入について全額を請求

人世帯の収入として認定し、請求人世帯の保護を9月1日付けで廃止することを決定した。処分庁職員は決定の内容を請求人に電話で伝えた。

- 7 同月29日、処分庁は来庁した請求人に対して、原処分にかかる決定通知書を交付した。
- 8 同年11月12日、請求人は本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分の取り消しを求める。廃止の時期は平成30年10月1日としてほしい。

自分の持つ法人であるとはいえ、法人の収入は自分個人の収入ではない。また、法人としては法人税や社会保険料などの経費や事業を実施するための費用が必要であり、そうしたことを考慮せずに保護費と調整することは不當である。

2 処分庁の主張

本件審査請求の棄却を求める。

請求人が代表取締役を務める法人は、請求人が起業し、株主も請求人1人であり、請求人以外に従業員はおらず、実際の業務も登記上の本店所在地ではなく、請求人宅で行われているなど、実質的には請求人の個人営業の状態であり、請求人は個人事業者と判断すべきである。

よって、法人の収入40万円を請求人世帯の収入として認定することには、違法、不當な点はない。

理由

1 法人の収入を個人の収入として認定することのはずについて

一般に、法人の収入は個人の収入ではない。これは、例え法人の経営者が株式の100%を保有していても、従業員が1人であっても同様である。

一方で、生活保護制度においては、受給者が保障される生活水準は平等である必要があるため、形式上法人の収入となっていても、実質的に個人の収入と認められる場合には、当該収入を保護費と調整する余地はあると言うべきである。

原処分についてこれを見るに、請求人から処分庁に提出された各種資料からは、法人収入を個人事業者の収入として認定するまでの根拠は認められない。よって、原処分はその前提となる事実認定に必要な情報を欠いていることが認められる。

2 収入認定の内容について

仮に法人収入を個人事業者の収入として認定することを是としたとしても、事業を営む以上当該事業に必要な経費が生じるのは当然のことであり、そうした経費の控除等について真摯な検討を欠いた原処分は、事業収入の認定としても不適切である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 31 年 2 月 28 日

愛知県知事 大村秀章

